

平成 20 年 7 月 24 日

各 位

株式会社 りそな銀行  
株式会社 埼玉りそな銀行

岩手県沿岸北部を震源とする地震被災者の皆さまに対する復旧支援融資制度の制定について

この度の岩手県沿岸北部を震源とする地震により被害を受けられた皆さまには心からお見舞い申し上げます。

りそな銀行（社長 水田 廣行）及び埼玉りそな銀行（社長 川田 憲治）は、今回の岩手県沿岸北部を震源とする地震の災害復旧にかかる資金需要にお応えすべく、下記の通り、復旧支援融資制度を制定しましたのでお知らせいたします。

記

（制度内容）

	(1)住宅ローン	(2)リフォームローン	(3)フリーローン	(4)事業資金
対象者	今回の地震にて被害を受けた個人の方（市町村長による「罹災証明書」をご提出いただきます）	同左	同左	今回の地震にて被害を受けた事業者（法人・個人事業主）の方
資金使途	住宅取得資金または増改築・補修資金	住宅の増改築・補修資金、住宅取壊し・一時的転居資金	災害から復旧するために必要な生活資金（自動車購入等）	事業資金
融資金額	1億円以内	5百万円以内	3百万円以内	20百万円以内
利率	住宅ローンの標準金利から 1.0%優遇（保証料金利上乘せ型の場合 0.8%優遇）	リフォームローンの標準金利から 2.0%優遇	フリーローンの標準金利から 3.5%優遇	2.125%～（変動金利、7月24日現在）
返済期間	35年以内（元本のみ最長5年間の返済据置可）	10年以内（元本のみ最長1年間の返済据置可）	同左	当社と融資取引のあるお客さま： 1ヶ月以上5年以内 当社と融資取引のないお客さま： 1ヶ月以上3年以内
担保	有担保	無担保	同左	無担保
保証	りそな保証	りそなカード	同左	原則代表者個人保証
取扱期間	本日から平成21年7月31日（金）まで	同左	同左	本日から平成20年12月30日（火）まで
取扱店	りそな銀行及び埼玉りそな銀行の全店	同左	同左	りそな銀行 仙台支店（022-262-1161）

お申込みに際しては、当社所定の審査をいたします。結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、ご了承ください。

以上